

学習院女子大学学業優秀者給付奨学金細則

平成16年4月1日
施行

改正 平成18年4月1日

平成21年4月1日

（目的）

第1条 この細則は、学習院奨学基金規程第6条に基づき、女子大学学部学生の奨学金給付に関する事項を定める。

（奨学生の定数）

第2条 奨学生の定数は、次のとおりとする。

- 一 日本文化学科2年次、3年次及び4年次学生 各2名 計6名
- 二 国際コミュニケーション学科2年次、3年次及び4年次学生 各2名 計6名
- 三 英語コミュニケーション学科2年次、3年次及び4年次学生 各1名 計3名

（奨学生の選考）

第3条 学長は、学生部長からの推薦に基づき、教授会の議を経て奨学生を決定する。

2 学生部長は、学業成績・人物ともに優秀な学生を、各学科毎に選考し、学生委員会の議を経た後、毎年6月末日までに学長に推薦する。

（奨学金の給付）

第4条 奨学金の年額は、1名につき15万円とする。

2 給付期間は1年とする。

3 奨学金の支給方法は、別に定める。

（奨学生の資格取消）

第5条 奨学生が、奨学金の給付期間中に女子大学学則により懲戒若しくは除籍の処分を受けた場合又は退学若しくは死亡した場合には、資格を取消し、奨学金の全額又は一部を返還させることがある。

（他の奨学金との関係）

第6条 この細則に基づく奨学生は、学内外の他の奨学生を兼ねることもできる。

（担当部課）

第7条 この細則による事務は、学生部が担当する。

（規程の改正）

第8条 この細則の改正は、学生委員会の議を経て、教授会が行う。

附 則

1 この細則は、平成16年4月1日から施行する。

2 平成11年4月1日施行の「学習院奨学基金による女子大学奨学金給付細則」は、この細則の施行日をもって廃止する。

附 則

この細則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成21年4月1日から施行する。